

平成二十年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定（日程第1）	3
会議録署名議員の指名（日程第2）	3
会期の決定（日程第3）	3
諸般の報告	3
議案6件一括議題（日程第4 - 9）	4
報告（日程第10）	14
広域連合長挨拶（佐々木誠造君）	14
閉会	14

議事日程

平成20年第2回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会
平成20年7月31日(木曜日) 午後2時開議

- | | | |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 会期の決定 | |
| | (諸般の報告) | |
| 第4 | 議案第8号 | 専決処分の承認について
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規
約の変更について) |
| 第5 | 議案第9号 | 平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合一般
会計補正予算(第1号) |
| 第6 | 議案第10号 | 平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 第7 | 議案第11号 | 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報
酬等に関する条例の制定について |
| 第8 | 議案第12号 | 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に
関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 議案第13号 | 決算の認定について
(平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合一
般会計歳入歳出決算) |
| 第10 | 青後広監第5号 | 例月出納検査報告 |
-

本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	奥	谷	進	君	
3番	小	林	眞	君	
4番	斎	藤	直	文	君

5番	平山誠敏君
6番	中野渡春雄君
7番	馬場騎一君
8番	宮下順一郎君
9番	高橋作藏君
10番	小笠原勝則君
11番	三津谷公雄君
12番	森内勇君
14番	二川原和男君
15番	小野俊逸君
16番	野上祐一君
17番	吉田豊君
19番	太田健一君

欠席議員（3名）

2番	相馬鋳一君
13番	齋藤恵一君
18番	橋本光榮君

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	佐々木誠造君
副広域連合長	工藤祐直君
代表監査委員	永井勇司君
事務局長	八島英彦君
会計管理者	福土裕之君
業務課長	其田昭彦君

出席書記氏名

書記長	杉田三生
書記	近藤達也
書記	橋本智春

午後 2 時開会

議長（奥谷進君） これより、平成 20 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開会いたします。

開 議

議長（奥谷進君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

議長（奥谷進君） 日程第 1。

議席の指定を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 1 項の規定
により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたしたい
と思います。

日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（奥谷進君） 日程第 2。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 7 1 条の規定により、10 番小笠原勝則君、
11 番三津谷公雄君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

議長（奥谷進君） 日程第 3。

会期の決定を議題といたします。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

議長（奥谷進君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域

連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第４ 議案第８号 専決処分の承認について（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について）～

日程第９ 議案第１３号 決算の認定について（平成１９年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算）

議長（奥谷進君） 日程第４議案第８号「専決処分の承認について」から日程第９議案第１３号「決算の認定について」まで計６件を一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（佐々木誠造君） 議長。

議長（奥谷進君） 連合長。

〔広域連合長佐々木誠造君登壇〕

広域連合長（佐々木誠造君） 平成２０年第２回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

本年４月に施行された後期高齢者医療制度は、高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代と高齢者とともに支え合う制度として設けられたところであります。

しかしながら、政省令の遅れや施行直前の国による制度変更などから、国民への周知・説明不足、制度への誤解等が生じ、広域連合及び市町村では厳しい対応を迫られている状況であります。

このような中、政府・与党において高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等に関する特別対策がとりまとめられ、広域連合においては、条例改正及び予算の補正等を行うこととなりました。

今後も厳しいスケジュールが予想されますが、市町村との連携体制を一層強化し、運営責任を果たせるよう全力を尽くしてまいりたい所存であります。

議員の皆様には、広域連合の運営に当たり、今後とも一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第８号は、専決処分の承認についてであります。

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、青森県市町村総合事務組合の構成団体である「ふるさと交流圏民センター事務組合」が平成20年3月31日をもって解散したため、市町村総合事務組合からの脱退及びその脱退による市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議することとしたものであり、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に該当するものと認め、やむを得ず専決処分いたしましたものであります。何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議案第9号平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成19年度決算剰余金を歳入に編入し、その分共通経費負担金を減額したものであります。また、財政調整基金の運用益を歳入歳出に計上したものであります。

その結果、今回の補正額は11万余円の増額となり、予算規模は5億2,298万余円となります。

議案第10号平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年6月12日の政府・与党決定の特別対策で保険料の軽減が拡大されたことから、歳入の保険料等負担金を減額するとともに、特別対策に伴う広報関係経費を歳出に計上し、それらの補填分を特別調整交付金に計上したものであります。また、臨時特例基金の運用益を歳入歳出に計上したものであります。

その結果、今回の補正額は4,097万余円の増額となり、予算規模は1,168億5,726万余円となります。

議案第11号青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の制定については、地方自治法の改正に伴い、特別職の職員の報酬等に関する条例から議会の議員の報酬等に関する規定を分離し、新たに議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めようとするものであります。

議案第12号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、政府決定により平成21年度より低所得者に対する保険料軽減措置を拡大することとなり、今年度においても経過的な軽減措置を設けるため改正しようとするものです。

最後に、議案第13号決算の認定については、平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。その詳細については、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分に御審議の上、

原案どおり御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（奥谷進君） 次に、平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について、説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者（福士裕之君） 議長。

議長（奥谷進君） 管理者。

〔会計管理者福士裕之君登壇〕

会計管理者（福士裕之君） 平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、当初予算額を3億6,846万3千円としましたが、平成19年第1回定例会及び平成20年第1回定例会においてそれぞれ補正した結果、予算現額は8億3,995万3千円となっております。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査などのもとに執行して参りました結果、決算額につきましては、歳入は7億8,537万3,375円で、予算現額に対する収入率が93.5%、歳出は6億8,870万8,993円で、予算現額に対する執行率が82.0%となり、この結果、歳入・歳出差引残額は9,666万4,382円になりました。

この、9,666万4,382円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などにに基づき、2分の1以上に相当する4,880万円を青森県後期高齢者医療広域連合財政調整基金に積み立てし、残額の4,786万4,382円につきましては平成20年度の一般会計の歳入に組み入れました。

次に、歳入・歳出の内容につきまして、主なる点を御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。その主なものといたしましては、第1款分担金及び負担金につきましては、市町村共通経費負担金収入として、予算現額3億2,242万9千円に対して、決算額は予算現額と同額の3億2,242万9千円となりました。

第4款国庫支出金につきましては、予算現額4億9,521万6千円に対して、被保険者の保険料凍結分に対する高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付決定額が予算現額より下回ったことなどにより、決算額は5,457万5,059円減の4億4,064万941円となりました。

第5款県支出金につきましては、後期高齢者医療制度施行準備経費補助金収入として、予算現額2千万円に対して、決算額は予算現額と同額の2千万円となりました。

一方、歳出についてであります。その主なものといたしましては、第1款議会費につきましては、予算現額240万6千円に対して、議員報酬として55万1,241円、費用弁償として20万4,640円をそれぞれ支出するなど、決算額は85万1,361円となりました。

第2款総務費につきましては、予算現額8億3,254万7千円に対して、電算処理システム構築業務委託などの委託料として7,191万8,707円、市町村派遣職員の給与負担金などの負担金補助及び交付金として1億1,040万2,598円、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金などの積立金として4億4,007万3,941円をそれぞれ支出するなど、決算額は6億8,785万7,632円となりました。

次に歳出の不用額1億5,124万4,007円について主なものを御説明申し上げます。

第2款総務費の1億4,468万9,368円につきましては、電算処理システムに係る契約執行残額として7,645万5,888円、また、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金の積立額が、積立金の原資となる高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付決定額が予算現額より下回ったことに伴い、5,548万1,059円の不用額となっております。

以上、平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥谷進君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案第8号についてこれより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第8号についてはこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり承認いたしました。

議案第9号についてこれより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第9号についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

議案第10号についてこれより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

8番（宮下順一郎君） 議長。8番。

議長（奥谷進君） 8番宮下議員。

その場で発言することを許可いたします。

8番（宮下順一郎君） お尋ねを5点ほどしたいと思しますのでよろしくお願ひします。

まず、今議会の議案、様々な世論の動向、そしてまた、政府の様々な施策、政府・与党のですね特別対策等が取られまして、その内容となっているものがありますけれども、1点目ですけれども、政府・与党決定のこの特別対策に対する連合長のお考えをまずひとつお聞きしたいと思ひます。

2点目になります。今回の条例改正によりまして保険料の軽減がかなり拡大をされております。それによりましての保険料収入の減少の根拠など、これを2点目としてお伺ひしたいと思ひます。

3点目になります。この保険料が軽減されることに伴いましての財政措置について、変更に伴う周知方に要する費用、様々な部分でかかるかと思ひますので、その点も併せて3点目としてお伺ひをするものであります。

4点目になります。スタートしてからまず3ヶ月が経過いたしましたけれども、報道なんかでも様々な国民の方々の不満の声がよく聞かれておりますけれども、この広域連合へのですね相談・問い合わせ、そういうふうなものが、どういふふうなものがあつたのか、その状況についてお伺ひをいたします。

5点目になります。後期高齢者の方々に対する周知のため広域連合では様々なパンフレット等の周知方をしている訳なんですけれども、今回変更された点につきまして今後どのような対応方をしていくのかとういことで併せて5つのお尋ねをするものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（奥谷進君） 答弁を求めます。

広域連合長。

広域連合長（佐々木誠造君） 議長。

議長（奥谷進君） 広域連合長。

〔広域連合長佐々木誠造君登壇〕

広域連合長（佐々木誠造君） ただいまの宮下議員の御質問に対しお答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度に関する私の考えと、昨今の国の対応について感じたところを述べさせていただきたいと思います。

これまでの国の対応についてであります。私としては、マスコミ等の批判に少し過剰に反応しているような印象を持っておるところであります。

制度が施行されるその日に、唐突に長寿医療制度という名称を持ち出し、また、保険料納付について年金天引きから口座振替へ変更できる制度の導入、資格証明書交付の運用の見直しなど、制度を運営する立場の者としては、国の姿勢に疑問がない訳ではございません。

後期高齢者医療制度につきましては、医療関係者また有識者を交え、長年の議論を経た上で導入が決定された制度であり、若年世代から高齢世代までの全ての国民を対象とした国民皆保険制度を維持していくためには是非とも必要なものであると考えております。

従前の老人保健制度の問題点として指摘されておりました、世代間の費用負担がわかりづらい、財政運営の責任の所在が不明確であるという点を解消し、よりよい制度になっているものと考えております。

国は、このような老人保健制度の問題点を解消するために後期高齢者医療制度を設計し、導入を決定したものでありますから、制度の必要性については、まず、国が第一義的に説明責任を果たすべきであると考えます。

また、加入者の年齢が高い国民健康保険についてであります。高齢による所得の減少と年々増大する高齢者の医療費が、財政を圧迫しておりました。後期高齢者医療制度は、国民健康保険制度を救うためにも必要なものであるというのが、青森県国民健康保険団体連合会の理事長を務めさせていただいている私の実感であります。

先日示されました地方分権改革推進要綱に、国民健康保険の運営に関し、現

行の市町村による運営から都道府県単位による広域化の推進等の検討が盛り込まれましたように、都道府県を単位とした安定的な保険運営及び医療費適正化がいまや時代の流れとなっているというふうに考えます。

広域連合長といたしましては、今回の見直しは将来必要となる施策の先取りともいえるものでありますので、条例を改正して確実に更なる保険料の軽減策を実施していきたいと考えております。

最後に、この軽減策の実施によりまして、所得の低い方はもちろんのこと県民全体の後期高齢者医療制度への理解が深まり、制度が定着していくものと信じております。

このほかの御質問については、事務局長から答えさせていただきます。

議長（奥谷進君） 事務局長の発言を許可いたします。

事務局長（八島英彦君） 議長。

議長（奥谷進君） 事務局長。

〔事務局長八島英彦君登壇〕

事務局長（八島英彦君） それでは、宮下議員の御質問のうち4点についてお答えいたします。

まず、保険料の減収見込みに関する御質問にお答えいたします。

今回の改正により、保険料の更なる軽減の対象となられる被保険者は、7月に賦課した被保険者16万8,812人のうち、被保険者均等割額が7割軽減から8.5割軽減になる方は6万6,689人、所得割額が50%軽減される方は1万2,290人となっており、両方が適用になる方が2,024人おられるため、軽減の対象となられる方は7万6,955人となります。

これにより、被保険者均等割額軽減による保険料の減収は4億680万2,900円、所得割額軽減による減収は1億2,052万5,480円となり、全体では5億2,732万8,380円の減収となります。

次に保険料軽減等に伴う財政措置についてであります。所得の低い方の保険料軽減分に関しましては、高齢者の医療の確保に関する法律第99条の規定に基づき、政令で定めるところにより、県及び市町村が負担することとなっております。

政府・与党の見直し方針により所得の低い方への更なる負担軽減を図ることとされ、今回の条例改正に伴い保険料を軽減した分については、地方公共団体の負担が増加しないよう、政令の改正は行わず国が特別調整交付金により補填すると説明を受けており、7月23日には後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令が改正されたところです。

また、制度の見直しを周知するための広報に係る費用及び市町村における相談体制の整備に要する費用に関しても、特別調整交付金の対象となっております。

す。

次にこれまでの住民からの広域連合への相談、問い合わせ状況についてであります。

当広域連合では、制度の周知を図るために作成したパンフレットを県内全家庭に配布しましたが、その配布開始日である２月１２日から住民の方々からの問い合わせ件数を日々把握しております。

月ごとの件数では、２月が１７８件、３月が２，２９６件、４月が１，４５６件、５月が３４５件、６月が１８５件、７月が２９日現在で４６８件となり、合計いたしますと４，９２８件の問い合わせ、苦情等が寄せられております。

主な内容といたしましては、３月下旬に被保険者証の送付が始まってから、「保険証がいつ届くのか。」とか、「保険料はどうなるのか。」といった問合せが寄せられており、中には、「保険証が小さい。」などの苦情も寄せられており、３月２４日には１日で４３７件の問い合わせがあり、勤務時間中の執務室の電話が鳴り止まない状況でございました。

なお、問い合わせや相談は電話によるものがほとんどですが、広域連合の事務所を訪れる方も中にはいらっしゃいます。

４月になりますと、１５日に第１回目の保険料が年金から天引きされたことから、特別徴収に関する問い合わせ等が多くなり、年金からの天引きそのものに対する苦情も寄せられました。

５月以降の問い合わせ件数は３月、４月に比較し、落ち着いてまいりましたが、７月に確定賦課により保険料額の通知を送付してからは、保険料に関する問い合わせが再び増えている状況にあります。

最後に広域連合の今後の広報計画についてであります。当広域連合といたしましては、平成２０年６月１２日の政府・与党決定において、国、都道府県、広域連合、市町村を通じて一層の広報活動を行うこととされたことを受け、制度の見直しに関して、８月１１日に地方３紙に新聞広告を掲載するほか、地方３局にテレビＣＭをスポット放送する予定でございます。

その他、９月には、制度の必要性、今回の見直しや広域連合の組織に関する内容を記載したパンフレットを県内全戸に配布し、制度の円滑な運営を図ってまいりたいと考えます。

また、平成２１年度についても制度の見直しが予定されているため、年度末にかけて同様の広報活動を行う予定です。

こういった広報活動に必要な経費については、先ほど述べましたとおり特別調整交付金の対象となっていることから、今回の補正予算に積極的に計上したところであります。

私からの答弁は、以上であります。

8 番（宮下順一郎君） 議長。

議長（奥谷進君） 8 番宮下議員。

8 番（宮下順一郎君） ただいま連合長からお考えをお聞きいたしました。私自身も国保の保険者として全く広域連合長の考えを共有するものであり、同感をしているところであります。そこでですね、この制度を我々自身も住民の方々によく周知徹底をしていかなければならないというふうな思いを今いたしたところでありますけれども、2 つほど広域連合長、広域連合のほうにですね要望を申し上げたいと思います。

まず 1 点目は財政措置の部分でありますし、2 点目は広報活動というふうなことに集約されるわけでありますけれども、まず 1 点目の財政措置、これは今回の特別対策関連で去る 7 月上旬に連合長始め東北 6 県で国のほうに新たな運用改善に伴う財源措置をはじめとする 8 項目の要望活動をしたというふうなことを伺っておりますけれども、平成 21 年度からこの恒久的な軽減措置、これが果たされるように国のほうに要望を重ねていただきたい。こういうふうに思いますので、1 点目の財政措置の部分についての要望をお願いしたいと思います。

2 点目の広報活動、これは新聞、テレビ様々な部分で今後の PR がされるわけでありますけれども、私たち市町村におきましても先般の政令改正、これを踏まえまして相談体制の拡充をともにやるべきではないかとこんな思いをしておりますので、しっかりと連携をとって進んでいくものであるというふうな認識をいたしているところでありますので、より一層広域連合、連合長を中心としましての広域連合の様々な部分での広報活動をお願いをしたいものです。以上、2 点の要望ということでお願いします。

議長（奥谷進君） ほかに御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 10 号についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 10 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決いたしました。

議案第 11 号についてこれより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 11 号についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 11 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

議案第 12 号についてこれより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 12 号についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 12 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決いたしました。

議案第 13 号についてこれより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 13 号についてこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号は、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、認定することに決定いたしました。

日程第10 青後広監第5号 例月出納検査報告

議長（奥谷進君） 日程第10青後広監第5号「例月出納検査報告」については、配布しております報告書のとおり報告がありました。

以上をもって、本定例会に付議された議案は全部議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長（佐々木誠造君） 議長。

議長（奥谷進君） 広域連合長。

〔広域連合長佐々木誠造君登壇〕

広域連合長（佐々木誠造君） 平成20年第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、すべての議案について原案どおり御承認、御議決、御認定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

4月から制度がスタートし、保険証の未着また保険料の徴収誤り等運用面での問題点が指摘されまして、制度対象者の十分な信頼をまだ得られていない状況にございますが、制度の見直し方針等新たな対策につきましても十分な説明、周知を行って、制度対象者や関係機関に御迷惑をかけないよう私ども職員一丸となって業務に精励してまいりますので、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆様には、後期高齢者医療広域連合議員として健康な毎日を送られ、なお一層御活躍されますよう祈念しまして御挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（奥谷進君） これをもって、平成20年第2回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 3 2 分閉会

署 名

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 奥 谷 進

議 員 小笠原 勝 則

議 員 三津谷 公 雄

